

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び新潟市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第15号

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び新潟市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例

(新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和54年新潟市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「それぞれ地上権者, 永小作人, 質権者又は使用借主若しくは賃借人」を「当該土地の所有者と当該土地について地上権等を有する者が協議して, 当該土地について地上権等を有する者のうちから当該土地の所有者に代わり負担金を納めるものを定め, 市長に届け出た場合は, その者」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「賦課対象区域」を「賦課予定区域」に改める。

第6条第1項中「賦課対象区域内」を「賦課予定区域内」に改め, 同条第3項中「前条第1項の規定による告示の」を「処理区域となつた」に, 「3年」を「5年」に改める。

第10条中「納付すべき時期に至つて」を「納期限が到来して」に改める。

(新潟市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正)

第2条 新潟市公共下水道事業受益者分担金条例(平成16年新潟市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「それぞれ地上権者, 永小作人, 質権者又は使用借主若しくは賃借人」を「当該土地の所有者と当該土地について地上権等を有する者が協議して, 当該土地について地上権等を有する者のうちから当該土地の所有者に代わり分担金を納

めるものを定め、市長に届け出た場合は、その者」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「賦課対象区域」を「賦課予定区域」に改める。

第6条第1項中「賦課対象区域内」を「賦課予定区域内」に改め、同条第3項中「前条第1項の規定による告示の」を「処理区域となった」に、「3年」を「5年」に改める。

第10条中「納付すべき時期に至って」を「納期限が到来して」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条第1項の規定により賦課対象区域として告示された区域であって、処理区域の告示がされていない区域又は処理区域の告示の日から起算して2年を経過していない区域における第1条の規定による改正後の新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第3項の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の新潟市公共下水道事業受益者分担金条例第5条第1項の規定により賦課対象区域として告示された区域であって、処理区域の告示がされていない区域又は処理区域の告示の日から起算して2年を経過していない区域における第2条の規定による改正後の新潟市公共下水道事業受益者分担金条例第6条第3項の適用については、なお従前の例による。